

危険ブロック塀等の 撤去費の一部を 補助します



イラスト出典 一般社団法人 日本建築防災協会
所有者向けチラシ「あなたの周りは大丈夫？今すぐブロック塀等の点検を！」

対象

所有者または共有者で、市税を滞納していない方

- 市内に存する組積造または補強コンクリートブロック造の塀で倒壊の危険性があるもの
- 通学路、または市が定める緊急輸送道路（以下「通学路等」という）に面しているもの
- 高さが80cmを超えているもの
※現地調査の結果によって、対象とならない場合があります。

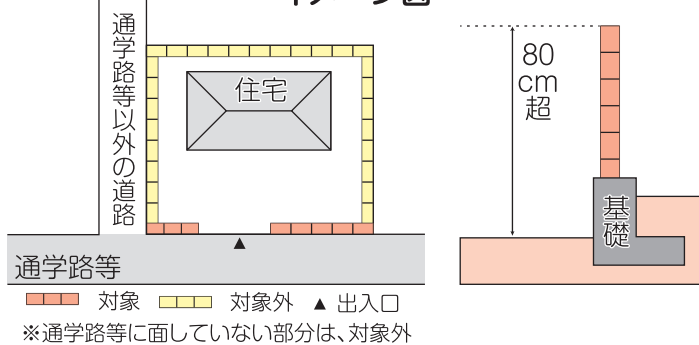
内容

危険ブロック塀等の全部または一部を撤去する際にかかる対象経費に対して補助を行う

補助額

- ①、②の金額のうち、いずれか低い額（上限10万円）
- ①撤去費に2/3を乗じた金額
- ②撤去する危険ブロック塀等の延長に1mあたり1万円（撤去部分の高さが1m以下の場合は7千円）を乗じた額

イメージ図



注意事項

1. 交付決定前に工事着手してしまうと、補助金の交付はできません。
2. 不動産業者等が営利を目的として所有している土地にあるものは、対象となりません。
3. 施工者に要件があります。

手続きについて

- ・事前申込書に必要事項を記入し、建築指導課へ直接提出または郵送してください。
- ・募集期間・締切等、詳細は広報・HPをご確認ください（毎年5月ごろ掲載）。
- ・補助事業は、令和8年度まで予定しています。



問合せ先
古河市役所 建築指導課
古河市仁連2065番地
TEL 0280-76-1511

手続きの流れ

1

事前申込書提出

危険ブロック塀等の補助対象に該当するか否かを判定するため、「事前申込書」を提出してください。

ブロック塀等確認

古河市

市が現地調査および審査を行い、補助対象に該当するか否かを確認します。

事前審査結果通知

事前申込みの結果を通知します。

2

交付申請書提出

補助対象に該当すると認められた場合は、「交付申請書」に必要書類を添えて、提出してください。 ※まだ工事契約、工事着手はしないでください。

申請書類の審査・交付決定の通知

古河市

申請書類を審査し、補助が適当と認められた場合には、「交付決定通知書」を郵送します。

3

工事の契約・着手

「交付決定通知書」が届いた後に、工事契約・工事着手を行ってください。

4

申請内容に変更等があった場合

工事の変更・中止があった場合は、「変更（中止）承認申請書」に必要書類を添えて、提出してください。

変更承認決定通知

古河市

申請書類を審査し、「変更（中止）承認決定通知書」を郵送します。

5

実績報告書提出

工事が完了したら、速やかに「実績報告書」に必要書類を添えて、提出してください。

補助金確定通知

古河市

補助要件等の確認を行い、「確定通知書」を郵送します。

6

交付請求書提出

確定通知書が届いた後に、「交付請求書」を提出してください。

補助金交付

古河市

交付請求書の提出後、3～4週間程度で指定口座に補助金を振り込みます。